

日頃の取組をPRしたい事業者さまにオススメ!

環境行動事業所 認定制度

環境に配慮した取組を行って
いる指定事業所を、川崎市が
認定します!

メリット02

手続きが
簡単に

公害防止に関する市条例
の手続きの一部が免除
されます

メリット01

市がPRを
サポート

市ホームページや
川崎国際環境技術展など
で紹介します

メリット03

補助金
上限アップ!

(25万円→30万円)

「がんばる中小企業応援
補助金」の上限額が
拡充されます

令和8年度から
中小企業の皆さまも申請しやすくなりました!

▼まずはお気軽にお問合せください▼

川崎市環境局環境対策部環境対策推進課

住所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話: 044-200-2506

ファクス: 044-200-3921

メールアドレス: 30suisin@city.kawasaki.jp

詳しくはこちら (市ホームページ)



認定の要件と期間

次のいずれかの要件が必要です。要件によって、申請期間と認定期間が異なります。

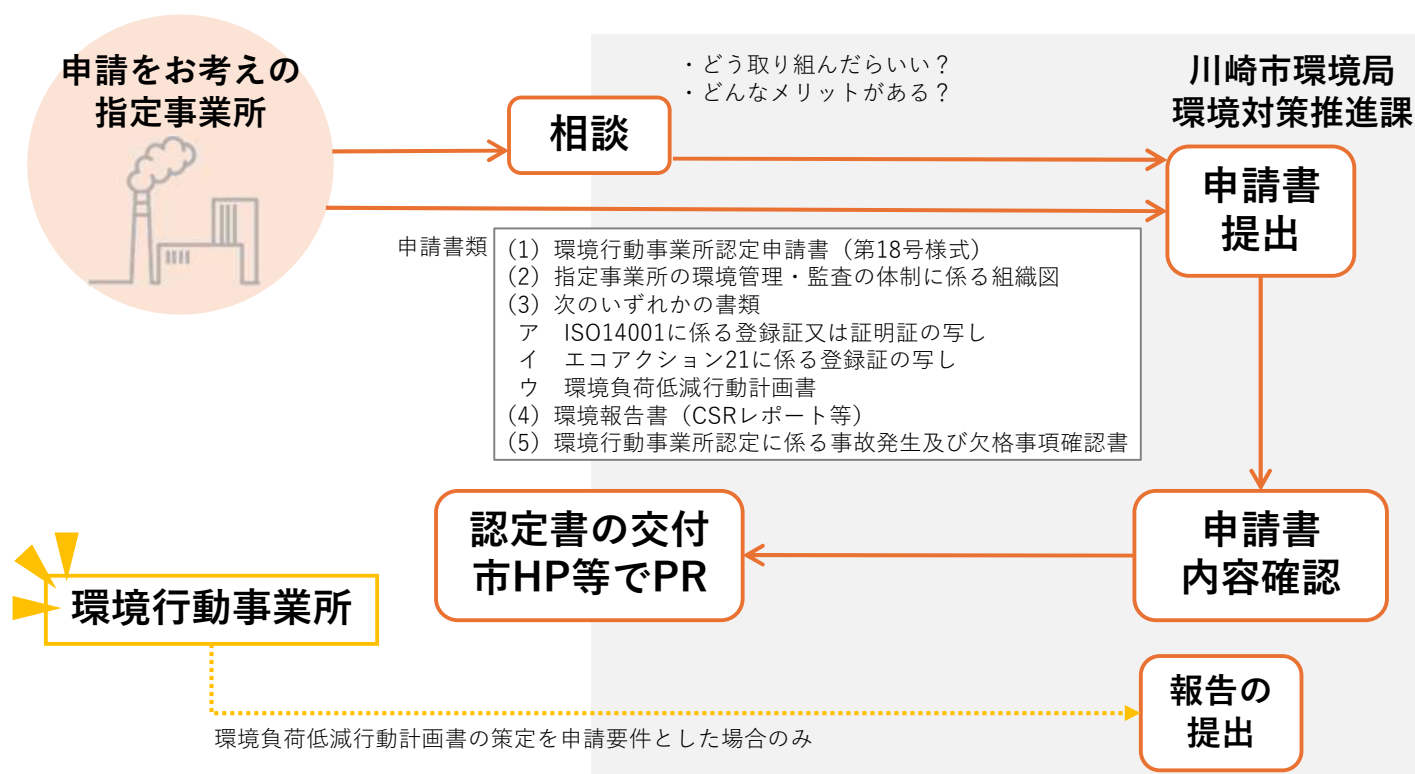
「ISO14001はハードルが高い」「環境配慮に取り組んでいることをもっと発信したい」そんな中小企業の皆さまにも取り組みやすいよう要件を拡大しました！

要件	申請期間	認定期間
ISO14001取得	随時 受付	3年以内
エコアクション21取得	随時 受付	2年以内
環境負荷低減行動計画書を 2年間の計画期間で策定	令和8年10月1日 ～令和9年1月29日	2年間 (令和9年4月1日 ～令和11年3月31日)

外部機関による登録証がなくてもOK。

川崎市独自の様式で計画書を策定することで、環境行動事業所の申請ができます！計画期間終了後には計画に対する報告が必要です。

申請と認定までの流れ



環境配慮サポート情報かわさき

川崎市は、事業者の皆様の環境配慮の自主的取組を推進しています。

取組のヒントや活用できる制度が見つかりますので、ぜひご覧ください。（市ホームページ）

川崎市環境局環境対策部環境対策推進課

